

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	美幌町地方税賦課徴収関連事務評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美幌町は、地方税賦課徴収に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税賦課徴収関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、業務処理委託契約に個人情報の保護及び取扱いに関する事項を規定している。

評価実施機関名

美幌町長

公表日

令和6年7月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課徴収関連事務
②事務の概要	・地方税法その他の地方税に関する法律及び美幌町条例に基づく町税の賦課徴収に関する事務 ・番号法においては、納税者等からの申告、届出情報及び調査等による課税管理、賦課徴収にかかる収納、還付、充当、配当等を行う収納管理、滞納者情報に基づく督促、催告等の送付や滞納整理に関わる滞納管理、納税者等の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理に関する事務で個人番号を用いる。
③システムの名称	個人住民税システム、国民健康保険市町村事務処理標準システム、固定資産税システム、固定資産税現況システム、軽自動車税システム、収納管理システム、滞納管理システム、住民記録システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル、個人住民税課税補助ファイル、国民健康保険税賦課情報ファイル、国民健康保険税賦課補助ファイル、固定資産税情報ファイル、固定資産税課税補助ファイル、軽自動車税情報ファイル、軽自動車税課税補助ファイル、収納・滞納管理情報ファイル、収納・滞納管理補助ファイル、宛名・納付情報ファイル、宛名・納付補助ファイル、住民基本台帳ファイル、家屋物件情報ファイル、土地物件情報ファイル、償却資産情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一第16項、第30項 ・地方税法等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、第9号、第14号及び別表第二 [情報照会] 別表第二第一欄(情報照会者)に市町村長が含まれているもののうち、第二欄(事務)が「地方税賦課関連事務」に関わる項(27, 42, 44, 45) [情報提供] 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 46, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美幌町町民生活部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美幌町(総務部総務課) 網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美幌町(総務部総務課) 網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成26年11月20日	事業の名称	地方税賦課関連事務	地方税賦課徴収関連事務		
平成26年11月20日	事業の概要	納税者	納税者等		
平成26年11月20日		申告情報、届出	申告、届出情報		
平成26年11月20日		収納及び課税の情報による	賦課徴収にかかる		
平成26年11月20日		充当等	充当、配当等		
平成26年11月20日		督促状等送付	督促、催告等の送付		
平成26年11月20日		滞納整理を行う	滞納整理に関わる		
平成26年11月20日	システムの名称		固定資産現況システム		
平成26年11月20日	特定個人情報ファイル名		償却資産情報ファイル		
平成26年11月20日			固定資産税課税補助ファイル		
平成26年11月20日			軽自動車税課税補助ファイル		
平成26年11月20日	②法令上の根拠		番号法第十九条第13号		
平成26年11月25日	特定個人情報ファイル名		収納・滞納管理補助ファイル		
平成26年11月25日			宛名・納付補助ファイル		
平成26年11月25日	②法令上の根拠		番号法第十九条第8号		
平成26年11月28日	事務の概要	地方税	地方税法		
平成26年11月28日		(追加)	個人住民税課税補助ファイル		
平成26年11月28日		(追加)	国民健康保険税賦課情報ファイル		
平成29年4月1日	I-5-②	税務主幹 田中三智雄	税務主幹 関 弘法	事後	人事異動
令和1年6月30日	I-5-②	税務主幹 関 弘法	税務主幹	事後	指針の変更による表記変更
令和1年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	平成26年10月31日時点	令和1年6月30日時点	事後	
令和1年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	平成26年10月31日時点	令和1年6月30日時点	事後	
令和1年6月30日	IV リスク対策	-	-	事後	指針の変更による項目追加
令和3年7月5日	I-1-③	国民健康保険税賦課システム	国民健康保険市町村事務処理標準システム		
令和3年7月5日	I-5-①	美幌町総務部税務グループ	美幌町町民生活部税務課		
令和3年7月5日	I-5-②	税務主幹	税務課長		
令和3年7月5日	I-7 請求先	美幌町(総務部総務グループ)	美幌町(総務部総務課)		
令和3年7月5日	I-7 連絡先	美幌町(総務部総務グループ)	美幌町(総務部総務課)		
令和3年7月5日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年6月30日時点	令和3年6月30日時点		
令和3年7月5日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年6月30日時点	令和3年6月30日時点		
令和4年7月21日	I-4-②	番号法第19条第7号、第8号、第13号	番号法第19条第8号、第9号、第14号		番号法改正
令和4年7月21日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年6月30日時点	令和4年6月30日時点		
令和4年7月21日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年6月30日時点	令和4年6月30日時点		
令和5年7月21日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年6月30日時点	令和5年6月30日時点		
令和5年7月21日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年6月30日時点	令和5年6月30日時点		
令和6年7月19日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年6月30日時点	令和6年6月30日時点		
令和6年7月19日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年6月30日時点	令和6年6月30日時点		